

土地評価したい
これだけ差が出る!

相続税

特別編

Sさんとフジ総合グループの武山さんが出会ったのは約3年前。土地評価の重要性を熱心に説明する武山さんを信用して依頼したところ、支払った相続税額の約3分の1の税金が還付された。

相続税を払いすぎた
オーナーの力になりたい

Sさんのオーナー歴は約36年と長い。現在は名古屋市や大阪市に区分所有のマンション、県内にアパートを複数棟所有している。オーナーとなつたきっかけはお父様の相続だった。

「結構な額の相続税を納めまして母親の相続が発生した時にも大変なことになる、と思い、母親名義でアパートを建てたことが始まりです」とSさん。その後もご自身で熱心に勉強・研究をして、さまざまな対策をしてきた。

「当時はかなり有効な対策を立てたと自負していました。母親の相続時には付き合いのある税理士さ

んに申告手続きを依頼して、相続税を納めました。相続対策をしていたとはいえ、ある程度の相続税額になるのは仕方のことだな、

と思っていました」(Sさん)
そんな時に出会ったのがフジ総合グループの武山さんだった。

「Sさんは大変博識な方で、すでに



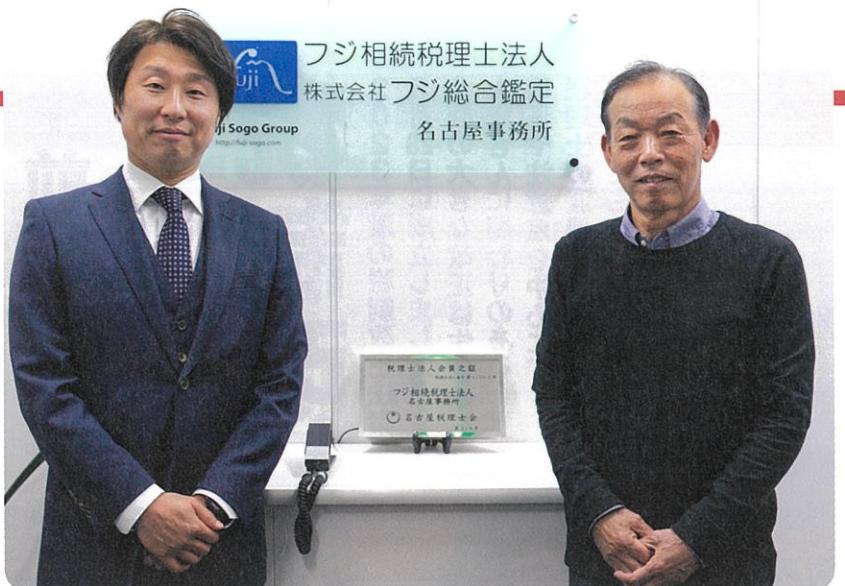
Sさん

三重県をはじめ、名古屋市や大阪市に区分所有マンションを所有。
アパートも複数棟所有している。
賃貸経営のイベントにも積極的に足を運ぶなど、研究熱心なオーナー。



武山 知生さん
フジ総合グループ
名古屋事務所
コンサルティング部

熱意もありますし、
相続に関する知識も豊富で、
この人は信頼できる、と思いましたね



Sさん(右)と武山さん。「武山さんはとても元気な方。人間的にもとても魅力的で好感が持てます。担当が武山さんだったからお願いしました。これからも機会があれば頼りにいきたいですね」

いてやるだけやつてみよう、とい
う気になつたのです」(Sさん)

3つの視点から 相続税額の減額を提案

同グループでは1992年から30年以上、相続税の還付手続きを完全成功報酬制で行っており、これまでの還付実績は5600件に及ぶ。相続税申告の際に最も重要なのは土地の評価だが、同グループでは相続専門の税理士と土地の相続税評価に精通した不動産鑑定士が協働して対応するため、適正な納税額を算出することが可能なのだ。

Sさんの依頼を受けて同グループは相続税申告書一式を見直した。①二店舗に貸し付けていた土地を一体評価して申告しており、実際に利用区分に合わせて評価を見直した。

②家屋と構造上一体となつているガス設備や旧排水設備等の建物付属品を、資産計上からはずした。③減価償却の評価の方式を定額法から定率法に見直したことで請求は認められ、結果、支払った相続

税額の約3分の1が還付された。「嬉しかったですね。思つてもいなかつた臨時収入でした。やはり相続税と土地評価に強い会社であると実感しました」(Sさん)

還付が実現したことで武山さんと同グループに圧倒的な信頼感を抱いたSさんは、知り合いのオーナーに同グループのことを話すなど、良好な関係が続いている。「私は人の付き合いを大切にしており、ビジネスにおいても相手の人間性を重視します。いい会社にはいい人間が多い。フジ総合グループに対してもそう感じています」(武山さん)

相続税還付手続きとは

納め過ぎた相続税は、相続開始後5年10か月以内であれば還付を受けられます。相続専門税理士・不動産鑑定士が土地評価を徹底的に見直すことで相続税の減額・還付を実現します。還付可能性の診断は無料、ご自宅に伺うことも可能です。まずはお電話ください。

フジ総合グループとは

相続専門税理士と不動産鑑定士の観点から、適正な土地評価による相続税の節税を図る事務所。30年間で8,600件以上の相続税申告・減額・還付業務の実績を誇る。相続税申告、相続税還付手続きのほか、生前の相続対策コンサルティングなども行う。初回相談無料。

お気軽に
お問い合わせください



詳しい資料をお送りします

納税後でもできる
節税対策を漫画で
ご紹介。「10人に7
人が納め過ぎ」と
いう相続税の実態
とは?

0120-94-6121
「オーナーズ・スタイルを見た」と
お伝えください。

フジ相続税理士法人/
株式会社フジ総合鑑定
[フジ総合グループ]

愛知県名古屋市中区栄1-2-7
名古屋東宝ビル5階
[受付]9:00~18:00
[定休日]土曜・日曜・祝日(面談は応相談)
[対象エリア]全国

フジ総合グループ 検索